

伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

【趣旨】

当市における公の施設の管理において、平成17年7月に指定管理者制度を導入して以降長期間が経過し、実務的課題や社会経済情勢の変化が顕在化している。この背景には、物価高騰や労働市場のひっ迫、大規模災害時対応、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)などの多様な官民連携(PPP)手法の進展がある。

今般、令和3年3月に策定した「伊予市公共施設個別施設計画」をはじめとする計画に基づき、持続可能な公共施設マネジメントを市全域で推進するために、単に指定管理者を「選定する手続」を定めた現行条例から、「管理運営そのもの」を継続的に担保し、市と指定管理者がパートナーシップのもとで協働して市民サービスを向上させるための条例へと、転換を図るものである。

【概要】

本条例について、主として以下の点について規定の整備を行う。

(1) 題名の変更:制度の目的が指定の手続のみならず、管理水準の適正化にあることを明確にするための名称変更。(改正後題名:伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例)

(2) 学識経験者等の意見聴取の義務化:指定管理者の選定に当たり、その公正性及び適正性を確保するため、原則として学識経験者等の第三者からの意見聴取プロセスを導入する(第4条新設)。

(3) 選定基準の拡充(労働環境の確保):管理能力の評価基準において、従事者の適正な労働条件及び労働環境の確保を明記する。(第5条第3号関係)。

(4) 非公募選定(特例)の要件の明確化と厳格化:市出資法人等への包括的な特例を廃止し、PFI法に基づく選定や、公募で申請がない場合、緊急時など、客観的かつ合理的な理由に基づく非公募の要件を詳細に規定する(第6条新設)。

(5) 協定事項への災害対応等の追加:管理協定において締結すべき必須事項として、「災害時等における業務の履行及び責任の分担に関する事項」を追加する(第8条第2項関係)。

(6) 秘密保持義務の包括規定化:個人情報保護法の度重なる改正に柔軟に対応するため、特定の法令条文への依存を削り、包括的な秘密保持義務へと再構築する(第14条関係)。